

総務省令第十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）第三章の規定に基づき、無線設備規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三日

総務大臣 原口 一博

無線設備規則の一部を改正する省令

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「航空無線航行业務」を「航空交通管制の用に供する無線測位業務」に改める。

第三節の二の節名中「航空無線航行业務」を「航空交通管制の用に供する無線測位業務」に改める。

第四十五条の十二の六第一号中「以下「SSR」という。」を「次号に掲げるものを除く。以下「SSR」という。」に改め、同号へ(2)中「、四秒間の平均が毎秒一、二〇〇回未満、一秒間の平均が毎秒一、八〇〇回未満であつて、かつ」を削り、「二、四〇〇回未満」の下に「であつて、かつ、輻射範囲の任意の三度の角度内において毎秒四八回未満」を加え、同(2)に次のように加える。

(ホ) 監視する区域が他のSSR（モードSの質問信号等を送信できるものに限る。）のサイドローブが到達する区域と重複する場合にあつては、個別の航空機を選択して呼び出すためのモードSの質問信号等の送信回数は、(二)に掲げる条件のほか、四秒間の平均が毎秒一、二回未満であつて、かつ、一秒間の平均が毎秒一、八回未満であること。

第四十五条の十二の六中第三号を第五号とし、同号の前に次の一号を加える。

四 ATCRBSの無線局のうち飛行場内を移動する車両に開設するものの無線設備（以下「ノントランスポンダ」という。）は、第二号ロ(1)及び(2)に掲げる条件に合致するほか、自ら任意の間隔により信号を送信するものであること。

第四十五条の十二の六第二号イ(1)中「SSRからの」を削り、同条中第二号を第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

二 ATCRBSの無線局のうち地表に開設するものであつて、複数の地点に設置する受信設備によつて受信した信号の受信時刻の差を利用して無線測位を行うもの（以下「複数地点受信方式航空監視システム無線局」という。）の無線設備は、次に掲げる条件に合致すること。

イ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、A T Cトランスポンダに対して質問信号を送信するもの（以下「質問信号送信設備」という。）は、前号八及びチに掲げる条件のほか、次に掲げる条件に合致すること。

(1) モードSの質問信号に対して応答できるA T Cトランスポンダを備えるすべての航空機局を一括して呼び出すための質問信号は送信しないこと。

(2) 質問信号の送信は、無線測位のために必要な情報が得られていない場合に限ること。

(3) 質問信号（他の質問信号送信設備が送信する質問信号を含む。）によつてA T Cトランスポンダが占有される時間は、当該A T Cトランスポンダが動作している時間の二パーセント以上にならないこと。

ロ 複数地点受信方式航空監視システムの無線局の無線設備のうち、当該システムの基準時刻の設定又はその稼働を確認するための信号を送信するもの（以下「基準信号送信設備」という。）は、前号チに掲げる条件に合致するほか、送信する信号の特性は、別図第八号の二に示すところによるものであること。

「			「	
(4) A T Cトランスポンダの送信設備			(4) A T	
ア モード S 機能を有するもの			ア モ	
(7) 高度4,500m以下のみで使用する	3,000kHz		イ そ	
もの			(5) 質問	
(1) (7)以外のもの	1,000kHz		(6) 基準	
イ その他	3,000kHz		ポング	
(5) その他の無線測位局	500		(7) その	

Cトランスポンダの送信設備	
ード S 機能を有するもの	1,000kHz
の他	3,000kHz
信号送信設備	10kHz
信号送信設備及びノントランス	1,000kHz

無線測位局

他の無線測位局



別表第二号第一の表^Dの項中「ATCトランスポンダ」を¹「ATCトランスポンダ」¹、²「ACAS」¹、³「ACAS」¹、³「トランスポンダ」¹

（モードSの質問信号を使用するものに限る。）¹、²「ACAS」¹、³「質問信号送信設備」¹

に限る。）¹、²「ACAS」¹、³「質問信号送信設備」¹

別表第三号48中「1から47まで」を「1から48まで」に改め、同表中48を49とし、47の次に次のように加える¹。

48 質問信号送信設備、基準信号送信設備及びノットランスポンダの帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2及び15に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。

図図紙ヤカヤ「質問信号及び抑圧信号の特性」を「SSRが送信する質問信号及び抑圧信号並びに質問信

号送信設備が送信する質問信号の特性」に改め、同図2の注6を次のとおり改める。

- 6 モードSの質問信号のパルスP₁の尖頭電力は、パルスP₂の尖頭電力に対し0.25dB低い値以上であること。

別図第八号の二中「応答信号の特性」を「ATCトランスポンダが送信する応答信号、基準信号送信設備及びトランスポンダが送信する信号の特性」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この省令の施行の際現に免許又は予備免許を受けているATCRBSの無線局の無線設備の条件については、この省令による改正後の設備規則第四十五条の十二の六、別表第一号、別表第二号及び別図第七号の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。